

教科書の採択に当たって公平性の確保について

- 1 文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に代わるものとして採択をするものであるから、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採用した。

- 2 次の事項に留意し、十分な調査研究を行った。
 - ア 生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
 - イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
 - ウ 上学年で使用する事となる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する教科書の系統性にも配慮すること。
 - エ 教科用として使用する上で適切な体裁のものを採択すること。
 - オ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
 - カ 分冊となっている教科書を採用する場合、予算上後期用を予定していないため、年度当初にまとめて採択すること。